

平成29年 第10回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成29年10月31日（火）9時00分

2. 場 所：由布市役所 本庁舎 新館 2階 2-2会議室

3. 出席委員 名

会 長	2番	縣	次	男
副 会 長	11番	大 塚	弘	士
委 員	1番	大 津	雄	司
	3番	姫 野	康	二
	4番	坂 本	成	一
	5番	高 田		英
	6番	麻 生	俊之輔	
	7番	二ノ宮	政 広	
	8番	安 部	義 浩	
	9番	江 藤	国 子	
	10番	小 野	惠美子	

4. 欠席委員 なし

5. 議事参与が制限された委員数 0名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

- ① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告
- ② 農地法第4条の規定による許可申請の審議
- ③ 農地法第5条の規定による賃借件設定の許可申請の審議
- ④ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請の審議
- ⑤ 非農地判断の審議
- ⑥ 農用地利用集積計画（貸借権設定）の審議
- ⑦ 農用地利用配分計画の審議

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 衛藤誠治、次長 後藤義一、課長補佐 大嶋陽一、副主任 長田瑞穂

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中11名の出席で会議規則第8条により総会は成立していま

すので、只今より平成29年第10回由布市農業委員会総会を開会いたします。
会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号4番 坂本 成一 委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第7までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますのでよろしくお願いします。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について」
(議案第1～2号 2件)

議長

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、議案朗読説明。

議長

議案1号および議案2号につきましては、報告ということで了承いただきたいと思います。

■日程 第2 「農地法第4条の規定による許可申請について」
(議案第3～5号 3件)

議長

日程第2 農地法第4条の規定による許可申請につきまして、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第4条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

それでは議案3号について、議席番号8番 安部 義浩 委員より説明の方をお願いします。

8番 安部 義浩 委員

資料1はページから4ページになります。後で提案されます議案8号と関連しています。

申請人は91才で、所有している土地にアパートを建てたいというものです。隣地の同意もあり、排水も問題なく、周辺の農地に与える影響はないと思われます。ご審議をよろしくお願ひします。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議長

議案4号について、議席番号11番 大塚 弘士 委員より説明の方をお願いします。

11番 大塚 弘士 委員

資料の5ページから8ページになります。申請人は、現在成牛41頭を飼育しておりますが、今回子牛40頭を飼育するための畜舎と、堆肥舎を建てたいということです。隣地の農地にも特に支障はないと思われます。同意ももらっております。ご審議のほどよろしくお願ひします。

事務局

補足、いいですか。

議長

事務局、どうぞ。

事務局

ここは農振除外はしておりません。用途変更で農業用施設用地としておりますので農業用施設以外は建てることのできないようになっています。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議長

議案5号について、私のほうから説明をします。資料9ページから11ページです。

申請人は、昨年手前の土地について貸駐車場用地として許可を受けていますが、利用を希望する方が多いのもう少し広げたいとの話がありました。今回、隣接するこの農地についても許可をお願いしたいとのことであります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

■日程 第3 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」
(議案第6号 1件)

議 長

日程第3 農地法5条の規定による貸借権設定の許可申請につきましては、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第3 農地法5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案6号について、議席番号8番 安部 義浩 委員より説明の方をお願いします。

8番 安部 義浩 委員

貸人と借人は親子の関係で、借人夫婦が住宅を新築したいとのことです。進入路は奥の農地に行くための進入路です。周辺にも住宅がたくさん建っておりますし、特に問題はないのではないかとと思われます。よろしく申し上げます。

議 長

質疑はありませんか。1番 大津 雄司委員さん。

1番 大津 雄司 委員

18条で、分筆前の全部を解約したのですか。

8番 安部 義浩 委員

全部解約しました。

1番 大津 雄司 委員

残った農地も、今後使っていただきたいと思うのですが。

8番 安部 義浩 委員

使うと思います。

議 長

ほかに質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第7号～13号 7件)

議 長

日程第4 農地法5条の規定による所有権移転の許可申請につきましては、7件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案7号について、議席番号8番 安部 義浩 委員より説明の方をお願いします。

事 務 局

資料の7ページからになります。受人はクレーン車を所有しており、事務所周辺の土地を駐車場として使用していましたが、九電の電線がないところがいいということで探していたところこの土地が見つかったということです。渡人は由布市に居住しておらず管理もできないということで譲ってもいいということでした。所有者がすでに砂利敷きにしてしまっていたため始末書がついております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議 長

議案8号について、議席番号8番 安部 義浩 委員より説明をお願いします。

8番 安部 義浩 委員

この件は、議案3号の関連議案になります。申請人は4条の農地とここを合わせてアパートを建設したいとのことです。何ら問題はないのではないかと思います。ご審議をよろしくをお願いします。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議 長

議案9号について、議席番号8番 安部 義浩 委員より説明をお願いします。

8番 安部 義浩 委員

資料の19ページからになります。受人は大分市内の不動産会社です。2区画の分譲宅地造成用地にしたいとのことです。周囲は住宅が建っていてここだけが空いていま

した。隣地同意もありますし何ら問題はないと思います。

議 長
質疑はありませんか。

議 長
質疑はありませんか。
(ありません。)
意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議 長
それでは議案10号についても議席番号8番 安部 義浩 委員、お願いします。

8番 安部 義浩 委員

資料は23ページ、24ページになります。申請人は大分市の不動産会社です。申請地の周辺には住宅が建ち並んでおりますが東側は田です。分譲宅地8区画の造成用地とことです。隣地同意もとれておりますし特に問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。

議 長
質疑はありませんか。

議 長
質疑はありませんか。
(ありません。)
意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議 長
議案11号について、議席番号1番 大津 雄司 委員より説明をお願いします。

議 長
資料の25ページからになります。お寺さんでありまして土地の寄附があり、お寺の駐車場用地にしたいとのことでした。現在の駐車場も狭いですし、特に問題はないかと思います。

議 長
質疑はありませんか。
(ありません。)
意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議 長
議案12号について、議席番号1番 大津 雄司 委員より説明をお願いします。

1番 大津 雄司 委員

議案12号について説明します。資料は28、29ページです。場所は河川の近くです。申請人は住宅を新築したいとのこと。近隣に農地はありますが同意はいただいております。

問題ないと思われます。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議 長

議案13号について、議席番号1番 大津 雄司 委員より説明をお願いします。

1番 大津 雄司 委員

議案13号について説明します。資料の32ページからになります。自宅に入るための進入路として使用したいとのことです。以前、分筆までされていたのですが、そのままになっており今回、転用許可をお願いしたいとのことです。農振は外れております。ご審議をよろしく申し上げます。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

■日程 第5 「非農地証明の発行について」

(議案第14～19号 6件)

議 長

日程第5 非農地証明の発行について、6件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第5 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議 長

一括して質疑はありませんか。4番 坂本 成一 委員、どうぞ。

4番 坂本 成一 委員

議案16号についてですが、ここは、非農地出して、この後どうする計画なのですか。

事 務 局

農地でなくしたいとのことです。

4番 坂本 成一 委員

周辺に民家があるし、非農地を出してこのままにされても困りますね。

事 務 局

現時点で、非農地化している土地については農地扱いしないということになっていま
す。

4番 坂本 成一 委員

荒れたところを復旧した例があります。今回保留とかできるのですか。

事務局

できます。

議長

では議案16号については保留にします。

それでは、他の議案について採決いたします。14号、15号、17号、18号、19号につきましては、現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこれら案件、非農地証明の発行を決定します

■日程 第6 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権・所有権移転）」
(議案第号20～21号 2件)

議長

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（貸借権）、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（貸借権） 議案朗読説明。

議長

議案20号は継続の案件です。質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

議長

議案21号は新規の案件です。質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

■日程 第7 「農用地利用配分計画の決定について（所有権移転）」
(議案第22～24号 3件)

議長

日程 第8 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第8 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について、議案朗読説明。

議長

それでは、議案22号について質疑があればお願いします。

(ありません。)

それでは、この案件について、意見を求めます。

(ありません。)

それでは、この案件について、意見なしということで答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数により、意見なしとして答申します。

議 長

それでは、議案23号について質疑があればお願いします。

(ありません。)

それでは、この案件について、意見を求めます。

(ありません。)

それでは、この案件について、意見なしということで答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数により、意見なしとして答申します。

議 長

それでは、議案24号について質疑があればお願いします。

(ありません。)

それでは、この案件について、意見を求めます。

(ありません。)

それでは、この案件について、意見なしということで答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数により、意見なしとして答申します。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議お疲れ様でした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

会議録署名

議 長

縣

次 男

縣

委 員

坂 本

成

縣